

# 平成30年第3回足寄町議会臨時会議事録

平成30年7月31日（火曜日）

## ◎出席議員（13名）

1番	熊澤芳潔君	2番	榊原深雪君
3番	多治見亮一君	4番	木村明雄君
5番	川上初太郎君	6番	前田秀夫君
7番	田利正文君	8番	高道洋子君
9番	高橋健一君	10番	星孝道君
11番	高橋秀樹君	12番	井脇昌美君
13番	吉田敏男君		

## ◎欠席議員（0名）

## ◎法第121条の規定による説明のための出席者

足寄町長 安久津勝彦君

## ◎足寄町長の委任を受けて説明のため出席した者

副町長	渡辺俊一君
総務課長	大野雅司君
福祉課長	丸山晃徳君
住民課長	松野孝君
経済課長	村田善映君
建設課長	増田徹君

## ◎職務のため出席した議会事務局職員

事務局長	櫻井保志君
総務担当主査	西岡潤君

## ◎議事日程

- 日程第 1 会議録署名議員の指名< P 3 >
- 日程第 2 会期の決定< P 3 ~ P 4 >
- 日程第 3 行政報告(町長)< P 4 ~ P 6 >
- 日程第 4 報告第 4 号 専決処分の報告について(特別養護老人ホーム敷地内における車両損傷事故に対する損害賠償の額を定めることについて)< P 6 ~ P 7 >
- 日程第 5 報告第 5 号 専決処分の報告について〔平成30年度足寄町介護サービス事業特別会計補正予算(第1号)〕< P 7 >
- 日程第 6 報告第 6 号 専決処分の報告について(車両事故に対する損害賠償の額を定めることについて)< P 7 ~ P 8 >
- 日程第 7 報告第 7 号 専決処分の報告について〔平成30年度足寄町一般会計補正予算(第3号)〕< P 8 >
- 日程第 8 議案第 7 4 号 認知症高齢者グループホーム2新築(建築主体)工事請負契約について< P 8 ~ P 9 >
- 日程第 9 議案第 7 5 号 下水道管渠新設その2工事請負契約について< P 9 ~ P 10 >
- 日程第 10 議案第 7 6 号 里見が丘公園整備(遊戯広場)工事請負契約について< P 10 ~ P 12 >
- 日程第 11 議案第 7 7 号 財産(立木)の処分について< P 12 ~ P 13 >
- 日程第 12 議案第 7 8 号 足寄町資源ごみ処理等事業特別会計条例の制定について< P 13 ~ P 14 >
- 日程第 13 議案第 7 9 号 平成30年度足寄町一般会計補正予算(第4号)< P 14 ~ P 15 >

午前10時00分 開会

◎ 開会宣告

○議長（吉田敏男君） 全員の出席でございます。ただいまから、平成30年第3回足寄町議会臨時会を開会をいたします。

◎ 町長挨拶

○議長（吉田敏男君） 町長安久津勝彦君から、招集の御挨拶がございます。

町長 安久津勝彦君。

○町長（安久津勝彦君） 議長のお許しをいただきましたので、第3回臨時会招集に対しましての御挨拶を一言申し上げたいというふうに思います。

ことは、まさに天候不順と言いましょか、低温、そして長雨、そして最近では高温という、こんな状況が続いているところでございます。そういう意味では、足寄町の基幹産業であります農業に対する影響というのは、非常に懸念されているわけでありま

す。そういった中、足寄町の農業の畑作の主要作物の一つである小麦の収穫が7月27日から始まりま

す。まだ、30日現在で進捗率5.7%という状況でありますけれども、今のところ、乾重で反収が10.18ということで、この数字だけを聞きますと、まあまあ平年作かなという、そんな思いしては

いるけれども、ただ、一部では粒がふぞろいということもちょっと情報として入ってきていますから、最終的には収穫が進んだ中でどうい

う状況になるか、ちょっと心配している部分もあります。何とか順調に収穫作業が続いて、無事収穫作業が終了することを、そしてさら

には他の作物についても、この好天が続いて、何とか持ち直しをしていただければということ

で願っているところでございます。

さて、本日予定しております案件でございますけれども、この後、議長のお許しをいただいた後、行政報告につきましては3件を予定しております。それから、専決処分に関する報告事案が4件、議案といたしまして6件

予定しておりますので、御審議賜りますよう、お願いを申し上げまして、簡単ではございますけれども、招集に際しての御挨拶にか

えさせていただきます。

どうぞ、よろしく願いたします。

◎ 開議宣告

○議長（吉田敏男君） これから、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

◎ 会議録署名議員の指名

○議長（吉田敏男君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、足寄町議会総合条例第184条の規定によって、8番高道洋子君、9番高橋健一君を指名をいたします。

◎ 議運結果報告

○議長（吉田敏男君） 議会運営委員会委員長から、会議の結果の報告を願います。

議会運営委員会委員長 榊原深雪君。

○議会運営委員会委員長（榊原深雪君） 本日開催されました、第3回臨時会に伴う議会運営委員会の協議の結果を報告いたします。

会期は、本日1日間であります。

本日は、最初に町長から行政報告を受けま

す。

次に、報告第4号から報告第7号までの報告を受けま

す。次に、議案第74号から議案第79号までを即決で審議いた

します。

以上で、報告を終わらせていただきます。

○議長（吉田敏男君） これにて、議会運営委員会委員長の報告を終わります。

◎ 会期決定の件

○議長（吉田敏男君） 日程第2 会期決定の件を議題といたします。

お諮りをいたします。

本臨時会の会期は、本日1日間としたいと思

これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(吉田敏男君) 異議なしと認めます。

したがって、会期は本日1日間に決定をいたしました。

### ◎ 行政報告

日程第3 行政報告を行います。

町長から行政報告の申し出がありました。

これを許します。

町長 安久津勝彦君。

○町長(安久津勝彦君) 議長のお許しをいただきましたので、3件の行政報告をいたします。

まず、足寄町開町110年記念事業についてでございます。

足寄町は、明治41年4月1日に白糠ほか6カ村戸長役場より分離をし、足寄ほか3カ村戸長役場が開庁されてからことしで110年を迎えます。

今日の足寄町は厳しい自然の猛威に耐え忍び、幾多の苦難を乗り越えてきた先人の偉大な知恵と努力によって築かれてきました。この偉業を受け継ぎ、より一層協働によるまちづくりを推進し、未来に向かって躍進していく契機とするため、本年度、開町110年記念事業を企画・実施したいと考えております。

記念式典につきましては、11月18日日曜日に開催を予定し、開町110年記念表彰として、80年以上本町に在住し、現在もお住まいの方で、開町100年記念の際に表彰を受けておられない永年在住者234人への表彰を行い、多くの先駆者によって培われてきた110年の歴史と伝統を心に刻み、さらに「緑の大地にあふれる幸せ 安全で安心なまち あしよろ」を目指してまいりたいと考えております。

記念事業につきましては、本町出身であり、故郷足寄町の名を全国に広め、本町の発展に多大な御貢献をいただいた、松山干春さ

ん、鈴木宗男さんを招いてのトークショー開催を9月7日に予定をしております。

そのほか、町及び町関連団体の各種事業並びに町内の各団体に開町110年記念にふさわしい事業について紹介をし、冠事業として実施することとしております。これらの事業につきましては、資料といたしまして、足寄町開町110年記念事業一覧表を添付しておりますので、御参照いただきたいと思います。

なお、開町110年記念事業に関する予算案を本臨時会に提案させていただいておりますので、町議会の皆様の御理解を賜りますようお願いを申し上げ、御報告といたします。

次に、7月2日から5日にかけての前線や低気圧による大雨災害の状況について、御報告をいたします。

7月2日から4日にかけて北海道付近に停滞する前線に向かって暖かく湿った空気が流入し、大気的不安定な状態となり、また、5日には台風7号から変わった温帯低気圧が北海道付近を通過しました。

このため、足寄町では7月3日午前3時から4時にかけて1時間に23ミリと激しい雨が降り、降り始めの7月1日の夜遅くから7月5日の夕方までの総雨量は、町民センター前に気象庁が設置した足寄観測所では146ミリ、柏倉観測所では159ミリ、上螺湾観測所では129ミリとなり、平年の7月一月分の雨量を上回る大雨となりました。

町の対応についてであります。7月3日の早朝に稲牛地区住民から町道足寄白糠線の道路横断管排水口が閉塞し、路面冠水しているとの通報を受け、建設課職員が現場に急行し応急復旧作業を実施したほか、町道6路線において路肩決壊などがあり、うち緊急を要する3路線について同日復旧作業を実施いたしました。7月5日以降におきましても、町道常盤の沢線ほかの3路線において路肩決壊などが確認され、今後引き続き復旧作業を進めてまいります。

なお、現在も通行どめの措置をしております。

す町道常盤の沢線の本復旧につきましては、8月中旬ごろを見込んでおります。

また、町では気象庁からの今後の気象の見通しについての情報提供を受け、7月4日午前11時40分に理事者・総務課・建設課・福祉課による災害対策会議を開催をし、重点警戒箇所、樋門・樋管の管理徹底を確認をし、配水ポンプ等の資機材の手配、旭町排水機場への排水ポンプの設置を行うこととし、7月5日の夕方から7月6日の明け方まで旭町排水機場におきましてポンプ排水作業を実施をいたしました。

7月4日の午後4時50分には2回目となる災害対策会議を同じメンバーにより開催をし、勤務終了後の全職員を自宅待機とすることを決定、午後6時には全町内に防災行政無線により大雨による土砂災害への注意喚起を実施しております。

今回の大雨による被害状況であります、土木被害といたしまして町道11路線の路肩や、のり面決壊による復旧費用として約460万円と推計しており、町道足寄白糠線においては、道路横断排水口閉塞対策など本復旧に向けた調査費を本臨時会に提案させていただいております。

また、通行規制の実施状況ですが、町道川向線、町道空内線、町道常盤の沢線の3路線において、通行どめ措置を実施しておりましたが、町道常盤の沢線につきましては現在も通行どめ措置が継続中となっております。道道におきましては、道道モアショロ原野足寄停車場線、道道北見白糠線において通行どめ措置が実施され、道道北見白糠線におきましては、現在も通行どめ措置が継続されております。

次に農地・農作物の被害であります、農地土砂流出が2圃場0.12ヘクタール、農地土砂堆積が1圃場0.01ヘクタールの計3圃場0.13ヘクタールで、被害額340万円。農作物の被害といたしましては、秋まき小麦倒伏約1.5ヘクタール、冠水により小豆等の豆類が1.9ヘクタール、てん菜が1

2.2ヘクタール、デントコーンが13.4ヘクタール、バレイショ・タマネギでそれぞれ0.3ヘクタールの計46.7ヘクタールで、被害額は現時点では1,564万9,000円と推計をしております。

なお、町道足寄白糠線の道路横断排水口閉塞対策など本復旧に向けた調査費と、災害用水中ポンプ電源設備設置工事費及び農地復旧費において、本臨時会に補正予算案を提案させていただいておりますので、御理解を賜りますようお願いを申し上げます。

最後になりますが、被災された皆様に心からお見舞いを申し上げますとともに、西日本豪雨により甚大な被害を受けた広島県、岡山県を初めとする西日本地区の一刻も早い復興を祈念し、御報告とさせていただきます。

次に、平成31年4月以降のごみ処理体制につきまして、現在、池北三町行政事務組合銀河クリーンセンターで行っているごみ処理は、平成31年4月から十勝圏複合事務組合くりりんセンターと銀河クリーンセンターの2カ所で行うこととなるに伴い、本町における今後のごみ処理体制のあり方について、検討を行ってまいりました。

このたび、一定程度方向性が固まりましたので、その概要を御報告いたします。

まず、ごみの分別の種類につきましては、現行17種類としている区分を燃やすごみ、燃やさないごみ、有害ごみ、危険ごみ、粗大ごみ、金属類、缶類、びん類、プラスチック製容器包装等の資源ごみ等、16種類に変更することといたします。また、昨年年第2回定例会において生ごみ及び木くずにつきましては、本町に建設されるバイオガスプラントでの処理可能性について協議検討をしている旨、行政報告いたしました。バイオガスプラントでの処理は見送ることとし、生ごみ及び木くずは、燃やすごみとして処理をさせていただきます。

次に、収集回数につきましては、市街地は4地区に分け、現行おおむね2週に3回収集している生ごみ及び埋立ごみは、それぞれ燃

やすごみ、燃やさないごみとして、曜日指定の上、週に1回、資源ごみは従来どおり曜日指定の上、週に1回といたしますが、びん類、プラスチック製容器包装等これら以外で曜日を分けて収集する予定であります。

粗大ごみは予約制とし、現行月1回を月2回に、危険ごみ及び有害ごみは、燃やさないごみ収集日に収集する予定であります。

市街地以外につきましては、3地区に分け、全ての種類のごみを曜日指定の上、週1回収することといたしますが、粗大ごみは予約制とし、随時収集いたします。

ごみの収集時間につきましては、現在、収集日当日の午前8時45分までにごみステーション等へ出すようお願いをしておりますが、資源ごみ以外のごみをくりりんセンターへ搬入するに伴い、現行より15分早め、8時30分までに変更する予定です。

その他、現行の生ごみ及び埋立ごみ用の指定ごみ袋は、分別区分の変更に伴い、燃やすごみ及び燃やさないごみ用に変更をし、新たなごみ袋には、上部に取っ手をつけ、縛りやすい形状にするとともに、材質も強化いたしますが、販売価格は据え置くものといたします。また、既に購入されている現行の指定ごみ袋は、期限を設け、引き続き燃やすごみ用として御使用いただけるようにする予定であります。

以上のとおり、平成31年4月から分別区分や収集体制等の変更に伴い、住民の皆様に混乱を招かぬよう住民説明会を開催し、変更内容の周知を図ってまいります。

説明会の日程につきましては、決まり次第、自治会回覧等でお知らせする予定であります。

なお、平成31年3月31日をもって、ごみ処理等の事務を担ってきた池北三町行政事務組合が解散をし、平成31年4月1日以降は、本別町及び陸別町から資源ごみ処理等事務の委託を受け、本町が受託するに伴い、特別会計を設置し、一般会計と区分して経理を明確化するため、今臨時会に足寄町資源ごみ

処理等事業特別会計条例制定案を提案しておりますので、よろしく御審議を賜りますようお願いを申し上げます。

今後におきましても、本町のすぐれた自然環境を守り、環境への負荷の少ない持続可能な循環型社会を構築するため、効率的なごみ処理を推進するとともに、ごみの減量化や再資源化に努めてまいりますので、御理解を賜りますようお願い申し上げます、御報告といたします。

以上、行政報告とさせていただきます。

○議長（吉田敏男君） これで、行政報告を終わります。

#### ◎ 報告第4号

○議長（吉田敏男君） 日程第4 報告第4号専決処分の報告について（特別養護老人ホーム敷地内における車両損傷事故に対する損害賠償の額を定めることについて）の件を議題といたします。

本件について、報告を求めます。

福祉課長 丸山晃徳君。

○福祉課長（丸山晃徳君） ただいま議題となりました、報告第4号専決処分の報告について、提案理由の御説明を申し上げます。

地方自治法第180条第1項の規定により、下記のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により、これを報告するものでございます。

専決処分書。

足寄町立特別養護老人ホーム敷地内における車両損傷事故に対する損害賠償の額を定めることについて、地方自治法第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

損害賠償総額12万8,736円。

事故発生の場所、日時等については、別紙示談書のとおりでございます。2ページ左側に示談書を添付しておりますので、御参照願います。

事故の概要ですが、平成30年6月5日午後2時20分、足寄町西町9丁目2番地31の足寄町立特別養護老人ホームの敷地内にお

いて、足寄町準職員公務補廣谷雅士がナイロンコード式の刈払機により草刈り作業をしていたところ、石を飛ばしてしまい、7.5メートル先に離れて駐車中の森太恵司氏所有の軽自動車のボディを傷つけるとともに運転席側窓ガラスを割ってしまったものであります。なお、事故発生時、軽自動車内には人はいなかったため、けが人等はありませんでした。

事故の原因でございますが、草刈り作業の際、石が存在している場所にもかかわらず、飛散防止対策が不十分な状況で刈払機を使用してしまったことが事故発生の原因となったものでございます。

過失割合につきましては、足寄町が100%、森太恵司氏がゼロ%で、車両損傷事故の示談が平成30年6月29日に成立いたしましたので、足寄町が森氏に対して損害賠償金として車両修理代12万8,736円を支払うこととするものでございます。今後、このようなことがないように、草刈り作業時には最善の注意を払い、入所者やその御家族等が安心して信頼していただける施設の管理運営に努めてまいります。

なお、3ページ目に、事故発生現場状況図を添付しておりますので、御参照願います。

以上で、報告第4号専決処分の報告とさせていただきますので、御理解のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長（吉田敏男君） これにて、報告を終わります。

#### ◎ 報告第5号

○議長（吉田敏男君） 日程第5 報告第5号専決処分の報告について（平成30年度足寄町介護サービス事業特別会計補正予算（第1号））の件を議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

福祉課長 丸山晃徳君。

○福祉課長（丸山晃徳君） ただいま議題となりました、報告第5号専決処分の報告につ

いて、御報告を申し上げます。

地方自治法第180条第1項の規定により、下記のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により、これを報告するものでございます。

専決処分書。

平成30年度足寄町介護サービス事業特別会計補正予算（第1号）を、地方自治法第180条第1項の規定により別紙のとおり専決処分する。

補正予算の内容について申し上げます。5ページ目をお開き下さい。

平成30年度足寄町介護サービス事業特別会計補正予算（第1号）。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ12万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億1,004万7,000円とするものでございます。

補正予算の内容につきましては8ページ目となりますが、報告第4号で報告いたしました車両損傷事故に伴います損害賠償金12万9,000円の支出計上と、この財源といたしまして、同額の賠償保障保険金の歳入計上を行ったものでございます。

以上で、報告とさせていただきます。

○議長（吉田敏男君） これにて、報告を終わります。

#### ◎ 報告第6号

○議長（吉田敏男君） 日程第6 報告第6号専決処分の報告について（車両事故に対する損害賠償の額を定めることについて）の件を議題といたします。

本件について、報告を求めます。

建設課長 増田徹君。

○建設課長（増田 徹君） ただいま議題となりました、報告第6号専決処分の報告について、提案理由の御説明を申し上げます。

地方自治法第180条第1項の規定により、下記のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により、これを報告するものでございます。

専決処分書。

車両物損事故に対する損害賠償の額を定めることについて、地方自治法第180条第1項の規定により次のとおり専決処分する。

損害賠償総額33万1,668円。事故の発生場所、日時等については、別紙示談書のとおりでございます。10ページ左側に示談書を添付しておりますので、御参照願います。

事故の概要でございますが、平成30年5月31日午後7時30分ごろ、足寄町共栄町123番10地先（町道・足寄原野線）の路上において、土門浩治氏が運転する車両が通過したところ、路面排水溝に設置されていたグレーチングが外れて側溝に車体が落ちてしまい、車両左側の前後輪タイヤが破損し、走行不能となったものでございます。なお、運転していた土門氏にはけがはありませんでした。

事故の原因でございますが、グレーチングをとめていたナットが、経年劣化等により外れていたため、車両通過時にグレーチングがずれて車体が側溝に落ちたことが事故の原因と思われまます。

過失割合につきましては、足寄町が100%、土門氏がゼロ%で、物損事故の示談が平成30年7月9日に成立いたしましたので、町が土門氏に対して損害賠償金として33万1,668円を支払うこととするものでございます。

今後、このようなことが起きないように、グレーチングの点検・確認を行い、安全・安心で町民に信頼される道路の維持管理に努めてまいりたいと思っております。

なお、11ページに事故発生現場状況図を添付しておりますので、御参照願います。

以上で、報告第6号専決処分の報告とさせていただきますので、御理解のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（吉田敏男君） これにて、報告を終わります。

## ◎ 報告第7号

○議長（吉田敏男君） 日程第7 報告第7号専決処分の報告について（平成30年度足寄町一般会計補正予算（第3号））の件を議題といたします。

本件について、報告を求めます。

総務課長 大野雅司君。

○総務課長（大野雅司君） ただいま議題となりました、報告第7号専決処分の報告について、御報告申し上げます。

地方自治法第180条第1項の規定により、下記のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により、これを報告するものでございます。

専決処分書。

平成30年度足寄町一般会計補正予算（第3号）を、地方自治法第180条第1項の規定により別紙のとおり専決処分する。

補正予算の内容について申し上げます。13ページをお願いいたします。

平成30年度足寄町一般会計補正予算（第3号）。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ33万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ107億3,836万3,000円とするものでございます。

補正予算の内容につきましては16ページとなりますが、報告第6号で報告いたしました車両事故に伴います賠償金33万2,000円の支出計上と、この財源といたしまして、同額の賠償保障保険金の歳入計上を行ったものでございます。

以上で、報告とさせていただきます。

○議長（吉田敏男君） これにて、報告を終わります。

## ◎ 議案第74号

○議長（吉田敏男君） 日程第8 議案第74号認知症高齢者グループホーム2新築（建築主体）工事請負契約についての件を議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めま

す。

総務課長 大野雅司君。

○総務課長（大野雅司君） ただいま議題となりました、議案第74号認知症高齢者グループホーム2新築（建築主体）工事請負契約について、提案理由の御説明を申し上げます。

平成30年7月18日、足寄町財務規則に基づき指名競争入札に付した認知症高齢者グループホーム2新築（建築主体）工事について、下記のとおり請負契約を締結するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定により議会の議決をお願いするものでございます。

契約の目的は、認知症高齢者グループホーム2新築（建築主体）工事でございます。

契約の方法につきましては、指名競争入札による契約でございます。

契約の金額は、1億724万4,000円。

契約の相手方は、足寄町南1条4丁目6番地2、株式会社森下組、代表取締役森下郁男氏でございます。

工期は、平成31年3月1日でございます。

工事概要につきましては、18ページの配置図をごらんいただきたいと思いますが、13ページの左側に記載させていただいておりますが、工事場所は、足寄町北2条4丁目60番地1、既存グループホーム北側に渡り廊下で接続して建設するもので、構造は木造平屋建て、延べ床面積369.47平方メートルでございます。

19ページから21ページに、平面図、立面図を添付しておりますので、御参照をお願いいたします。

以上で、提案理由の説明とさせていただきますので、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（吉田敏男君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これから、質疑を行います。

質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第74号認知症高齢者グループホーム2新築（建築主体）工事請負契約についての件を採決をします。

この表決は、起立によって行います。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（吉田敏男君） 全員の起立です。

したがって、議案第74号認知症高齢者グループホーム2新築（建築主体）工事請負契約についての件は、原案のとおり可決されました。

#### ◎ 議案第75号

○議長（吉田敏男君） 日程第9 議案第75号下水道管渠新設その2工事請負契約についての件を議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

総務課長 大野雅司君。

○総務課長（大野雅司君） ただいま議題となりました、議案第75号下水道管渠新設その2工事請負契約について、提案理由の御説明を申し上げます。

平成30年7月18日、足寄町財務規則に基づき、指名競争入札に付した下水道管渠新設その2工事について、下記のとおり請負契約を締結するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定により議会の議決をお願いするものでございます。

契約の目的は、下水道管渠新設その2工事でございます。

契約の方法につきましては、指名競争入札による契約でございます。

契約の金額は、9,428万4,000円。

契約の相手方は、足寄町北1条4丁目31番地、株式会社河向組、代表取締役河向由紀夫氏でございます。

工期は、平成31年2月4日でございます。

工事の概要につきましては、23ページの位置図をごらんいただきたいと思います。工事場所は、下愛冠1丁目、直径250ミリ、延長245メートルと、直径150ミリ、延長51メートルの管渠新設とマンホール設置5カ所でございます。

以上で、提案理由の説明とさせていただきますので、御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

**○議長（吉田敏男君）** これをもって、提案理由の説明を終わります。

これから、質疑を行います。

質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（吉田敏男君）** 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（吉田敏男君）** 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第75号下水道管渠新設その2工事請負契約についての件を採決をします。

この表決は、起立によって行います。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

**○議長（吉田敏男君）** 全員の起立です。

したがって、議案第75号下水道管渠新設

その2工事請負契約についての件は、原案のとおり可決されました。

## ◎ 議案第76号

**○議長（吉田敏男君）** 日程第10 議案第76号里見が丘公園整備（遊戯広場）工事請負契約についての件を議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

総務課長 大野雅司君。

**○総務課長（大野雅司君）** ただいま議題となりました、議案第76号里見が丘公園整備（遊戯広場）工事請負契約について、提案理由の御説明を申し上げます。

平成30年7月24日、足寄町財務規則に基づき、指名競争入札に付した里見が丘公園整備（遊戯広場）工事について、下記のとおり請負契約を締結するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定により議会の議決をお願いするものでございます。

契約の目的は、里見が丘公園整備（遊戯広場）工事。

契約の方法につきましては、指名競争入札による契約でございます。

契約の金額は、1億3,770万円。

契約の相手方は、足寄町南6条4丁目62番地、斉藤井出建設株式会社、代表取締役斉藤和之氏でございます。

工期は、平成30年12月14日でございます。

工事概要につきましては、25ページの平面図をごらんいただきたいと思います。ローラー滑り台、ホールドクライム、ネット遊具、ターザンロープなどの整備でございます。

以上で、提案理由の説明とさせていただきますので、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

**○議長（吉田敏男君）** これをもって、提案理由の説明を終わります。

これから、質疑を行います。

質疑はございませんか。

10番星孝道君。

○10番（星孝道君） さきの議会でも御質問があったように、この野球場に隣接している関係で、安全対策はどうかと、こんな質問があったというふうに思っています。そこで、今回示された内容からすると、安全対策上は心配ないと、こういう御判断で進められるかどうか、お聞きしたいと思います。

○議長（吉田敏男君） 答弁、建設課長。

○建設課長（増田 徹君） お答えをいたします。先日の議会で、安全対策についてどうなのだろうということをお伺いしたところでございますが、今回の里見が丘公園の遊戯広場の工事とは切り離して、今のところ考えているところでございます。ただし、危険度についてはかなり低いのではないかという判断を今のところしておりますので、今後、野球場の使用状況等踏まえて確認をし、危険が及ぶようでしたらその辺の検討をしてみたいというふうに考えておりますので、御理解のほど、どうぞよろしくお願ひします。

○議長（吉田敏男君） 他に質疑はございませんか。

2番榊原深雪君。

○2番（榊原深雪君） この遊戯なのですけれども、三つありますけれども、この三つの遊戯に対してどれくらいの年齢の方を対象とされているのでしょうか。それぞれにお答えいただきたいと思います。

○議長（吉田敏男君） 答弁、建設課長。

○建設課長（増田 徹君） お答えをいたします。ローラー滑り台等については小学生、中学生ぐらいを対象となろうかなと思ひます。ホールドクライム、ネット遊具については、一応対象としては小学生低学年からという形になろうかと思ひますが、その辺が対象年齢と。そして幼児につきましては、ここには載っていないのですけれども、今後また、幼児の遊具というのは設置するような方向で進めていますので、御理解のほどよろしくお願ひいたします。

ターザンロープについては、従来と同じように小学生ぐらい、幼稚園児高学年から小学生が対象になろうかと思ひます。

どうぞよろしくお願ひいたします。

○議長（吉田敏男君） 2番榊原深雪君。

○2番（榊原深雪君） 契約の金額は1億3,770万となっておりますけれども、このそれぞれの大体の金額はわかるのですか。

○建設課長（増田 徹君） 今、手元にないので、調べさせていただきたいのですが、よろしいでしょうか。

○議長（吉田敏男君） ここで暫時休憩をいたします。

午前10時42分 休憩

午前10時51分 再開

○議長（吉田敏男君） 休憩を閉じ、会議を再開をいたします。

建設課長、答弁。

○建設課長（増田 徹君） お時間をいただき、ありがとうございました。済みませんでした。

先ほどの遊具の金額についてですが、ローラー滑り台ほか、一応9,410万円。ホールドクライム、ネット遊具については3,800万円。ターザンロープについては560万円。一括発注してありますので、細かな数字については多少変わろうかと思ひますが、大体の額についてはこれでなっておりますので、よろしくお願ひします。

○議長（吉田敏男君） 2番榊原深雪君。

○2番（榊原深雪君） およその金額で結構でしたので、わかりました。

それで、工期が12月14日となっておりますけれども、これは、全てが12月14日から使える……。冬期間なものですから使えないと思うのですけれども、これは全て冬は使えないものですね。そうしたら、この工期が、この12月のために使えない期間が今度長くなりますよね。その原因として、どんなことがありましたか。

○議長（吉田敏男君） 答弁、建設課長。

○建設課長（増田 徹君） 工期が12月と

いうことで使えないというあれになるのですが、遊具のほかには周りの芝等々がありますので、養生等をしなければならないということも含めて半年間お休みの状態にはなってしまうのですが、来年の年明けというか暖かくなったら使えるような状況にしていきたいというふうに考えておりますので、御理解のほうよろしくお願いいたします。

○議長（吉田敏男君） 2番榊原深雪君。

○2番（榊原深雪君） 金額が金額だけに、使えない期間が半年近くあるということはおちよっともったいないなと思うのですが、土積みになっていました長い期間、やっぱり町民の方から、「あれは何」と質問されたのです。そうしたら、予算がおりないからああいう状態になっているのですということはお工事関係者の方が答えていたそうなのですが、やはり長い期間こうやって使えないということは、やっぱり子供さんたちも待ち遠しいと思うのですが、予算が早くつけばよかったですけれども、こういう長い期間放置するというのはもったいないと思うから、今後予算の立て方、あと補助金などの関係、やっぱり速やかに努力していただきたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（吉田敏男君） 建設課長、答弁。

○建設課長（増田 徹君） 議員おっしゃるとおり、きちんとそういうところをしていきたいのですが、なかなか、先ほども言っていたように国のほうの予算をうまく見きわめることができないので、そこら辺をうまく見きわめながら、工期等々も含めてなるべく短い間で子供たちに遊んでいただけるような遊具の整備工事をしていきたいというふうに考えておりますので、御理解のほどよろしくお願ひいたします。

○議長（吉田敏男君） 他に質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） これで質疑を終わります。

ます。

これから、討論を行います。

討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第76号里見が丘公園整備（遊戯広場）工事請負契約についての件を採決をします。

この表決は、起立によって行います。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願ひます。

（賛成者起立）

○議長（吉田敏男君） 全員の起立です。

したがって、議案第76号町里見が丘公園整備（遊戯広場）工事請負契約についての件は、原案のとおり可決されました。

#### ◎ 議案第77号

○議長（吉田敏男君） 日程第11 議案第77号財産（立木）の処分についての件を議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

経済課長 村田善映君。

○経済課長（村田善映君） ただいま議題となりました、議案第77号財産（立木）の処分について、提案理由の御説明を申し上げます。

平成30年7月18日、足寄町財務規則に基づき、指名競争入札に付した下記財産（立木）を処分することについて、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

立木の処分理由につきましては、町有林であります鳥取団地でのカラマツヤツバキクイムシの被害が発生していることから、その防除のため伐採、搬出するものでございます。

処分の相手方は、旭川市忠和7条3丁目2番5号、有限会社カネキ鈴木造材、代表取締役

役、鈴木清氏でございます。

所在地は足寄町上足寄275番地。

処分品目につきましては、カラマツ立木。

処理数量は4,906本。処分材積は5,626.06立方メートルでございます。

処分の方法は、指名競争入札による処分でございます。

処分金額は4,320万円でございます。

なお、処分予定箇所位置図ですが、右側を御参照願います。

以上をもちまして、提案理由の説明とさせていただきますので、御審議のほどよろしくお願いたします。

○議長（吉田敏男君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これから、質疑を行います。

質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第77号財産（立木）の処分についての件を採決をします。

この表決は、起立によって行います。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（吉田敏男君） 全員の起立です。

したがって、議案第77号財産（立木）の処分についての件は、原案のとおり可決されました。

### ◎ 議案第78号

○議長（吉田敏男君） 日程第12 議案第78号足寄町資源ごみ処理等事業特別会計条例の制定についての件を議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

住民課長 松野孝君。

○住民課長（松野 孝君） ただいま議題となりました、議案第78号足寄町資源ごみ処理等事業特別会計条例の制定について、提案理由の御説明を申し上げます。

議案書27ページをお開きください。

本条例は、本年第2回定例会におきまして、関連する議案の議決をいただいているところではありますが、池北三町行政事務組合が平成31年3月31日をもって解散するため、同年4月1日以降資源ごみ処理等事業の事務は本別町及び陸別町から委託を受け、本町が受託するに伴いまして、受託する事務の管理及び執行に当たり、事業の円滑な運営と経理の適正を図るため、一般会計と区分し、特別会計を設置しようとするものでございます。

条文について御説明を申し上げます。本条例は2条から構成されており、第1条では提案理由で御説明した特別会計設置について定めております。第2条では、本会計の歳入は、負担金、一般会計繰入金、借入金及び付属諸収入とし、資源ごみ処理等の事業費、借入金の償還金及び利子、その他の諸支出をもって歳出とすることを定めております。なお、附則におきまして、この条例は公布の日から施行することを定めております。

以上で、提案理由の説明とさせていただきますので、御審議のほどよろしくお願申し上げます。

○議長（吉田敏男君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これから、質疑を行います。

質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(吉田敏男君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第78号足寄町資源ごみ処理等事業特別会計条例の制定についての件を採決をします。

この表決は、起立によって行います。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(吉田敏男君) 全員の起立です。

したがって、議案第78号足寄町資源ごみ処理等事業特別会計条例の制定についての件は、原案のとおり可決されました。

### ◎ 議案第79号

○議長(吉田敏男君) 日程第13 議案第79号平成30年度足寄町一般会計補正予算(第4号)の件を議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

総務課長 大野雅司君。

○総務課長(大野雅司君) ただいま議題となりました、議案第79号平成30年度足寄町一般会計補正予算(第4号)につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

補正予算つづり1ページをお願いいたします。

議案第79号平成30年度足寄町一般会計補正予算(第4号)について、御説明申し上げます。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,520万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ107億8,356万9,000円とするものでございます。

歳出から御説明申し上げます。

10ページをお願いいたします。

第2款総務費、第1項総務管理費、第22目開町110周年記念事業費におきまして、記念品ふるさとトーク足寄企画運營業務委託

料など、開町110年記念事業に係る経費といたしまして、合わせて511万4,000円を計上いたしました。

第3款民生費、第2項老人福祉費、第4目介護保険助成費、第13節委託料におきまして、介護職員初任者研修業務といたしまして、105万9,000円を計上いたしました。

12ページをお願いいたします。

12ページ、第6款農林水産業費、第1項農業費、第3目農業振興費、第19節負担金補助及び交付金におきまして、産地パワーアップ事業補助金といたしまして290万円を計上いたしました。

第8款土木費、第2項道路橋りょう費、第2目道路管理費、第13節委託料におきまして、足寄白糠線(土砂流出防止工)調査設計業務といたしまして252万8,000円を計上いたしました。

第15節工事請負費におきまして、道路排水用水中ポンプ電源設備工事といたしまして472万円を計上いたしました。

第3目土木車両管理費、第18節備品購入費におきまして、貨物トラックといたしまして1,798万9,000円を計上いたしました。

第3項河川費、第2目河川維持費、第14節使用料及び賃借料におきまして、重機借上料といたしまして350万8,000円を計上いたしました。

第11款災害復旧費、第2項農林水産業施設災害復旧費、第1目農地災害復旧費、第15節工事請負費におきまして、農地災害復旧工事といたしまして393万9,000円を計上いたしました。

以上で歳出を終わり、次に歳入について申し上げます。

8ページにお戻りください。

8ページ、第10款地方交付税、第1項地方交付税におきまして、普通地方交付税を2,119万8,000円減額いたしました。

第18款繰入金、第1項基金繰入金におき

まして、財政調整基金繰入金といたしまして6,534万7,000円を計上いたしました。

第21款町債、第1項町債におきまして、臨時財政対策債を302万4,000円減額いたしました。これら歳入の補正は、国からの交付税及び臨時財政対策債の額の決定通知を受けて減額し、財政調整期金で財源調整を行ったものでございます。

以上が歳入の主な事項でございます。

3ページにお戻りください。

3ページにおきまして、第2表地方債補正変更1件をお願いしてございます。

なお、17ページ以降に説明資料を添付させていただきましたので、御参照いただきたいと思います。

以上で、議案第79号平成30年度足寄町一般会計補正予算（第4号）の提案理由の説明とさせていただきますので、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（吉田敏男君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これから、質疑を行います。

10ページをお開きください。

歳出から始めます。款で進めます。

第2款総務費、質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） 次に第3款民生費、質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） 次に12ページ。第6款農林水産業費、質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） 次に第8款土木費、質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） 第11款災害復旧費、質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） 歳出総括、ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） 次に8ページにお戻りください。

歳入に入ります。歳入一括で行います。

質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） 歳入総括、ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） 次に3ページにお戻りください。

第2表地方債補正変更1件、質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） 全体に対する総括、ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第79号平成30年度足寄町一般会計補正予算（第4号）の件を採決をします。

この表決は、起立によって行います。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（吉田敏男君） 全員の起立です。

したがって、議案第79号平成30年度足寄町一般会計補正予算（第4号）の件は、原案のとおり可決されました。

## ◎ 閉会宣告

○議長（吉田敏男君） これをもって、本臨時会に付議されました案件の審議は全部終了をいたしました。

これで、本日の会議を閉じます。

平成30年第3回足寄町議会臨時会を閉会

をいたします。

午前11時12分 閉会